

用語集

No.	頭文字	用語	読み方	説明書き
1	あ	IaaS	あいあーす	Infrastructure as a service の略。就学事務システム等の稼働に必要な仮想サーバ、機材やネットワーク等のインフラを、「総合行政ネットワーク（LGWAN）」やインターネット上のサービスとして提供する形態のこと。自治体クラウドを含むクラウドコンピューティングの利用形態は、「SaaS（software as a service）」、「PaaS（platform as a service）」、「IaaS（infrastructure as a service）」の3つに分類できる。
2		IC カード	あいしーカード	個人番号カード等、情報（データ）の記録や演算をするために集積回路（integrated circuit）を組み込んだカードのこと。
3		ID	あいでいー	システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。「操作者 ID」も参照のこと。
4		あいまい検索	あいまいけんさく	検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルールに基づき抽出する検索方法のこと。
5		アクセス	あくせす	ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ到達（接続）すること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操作、格納されている情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。
6		アクセスログ	あくせすろぐ	システムや端末、ソフトウェアに対して、人間や外部のシステムからの操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したものの。
7		宛名番号	あてなばんごう	市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するために付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名番号」と呼ぶ。標準仕様書においては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。以下同じ。）が付番することと整理されている。
8		アラート	あらーと	論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるもののこと。論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないエラーとは区別される。
9	い	EUC	いーゆーしー	End user computing の略。非定型業務（就学事務システム標準仕様で当該機能が提供されていない業務）に対して利活用できる機能。就学事務システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能を有する。
10		一括登録	いっかつとうろく	複数件のデータの登録を1回の操作で完了させること。登録・変更内容を記載した CSV ファイル等を取り込んで登録する等の方法がある。
11		一括メンテナンス	いっかつめんとてなんす	複数ユーザの登録及び権限の変更等の処理を、（1件ごとに登録するのではなく、登録・変更内容を記載した CSV ファイル等を読み込むことで）1回の操作で完了させること。
12		イベント	いべんと	就学事務システムを構成するサーバ内で発生する事態のこと。
13		イベントログ	いべんとろぐ	就学事務システムのシステムイベント（システムを構成するサーバ内で何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）の履歴、情報を記録したものの。システムイベントに関わる日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが記録される。
14		インフラ	いんぷら	プログラムを稼働させるハードウェアやネットワークのこと。ディスク装置の容量、メモリ容量、計算速度、ネットワーク速度等の制約のために一括処理の件数に制限が設けられることがある。
15	う	ウィザード	ういざーど	システムの操作に当たり、システムの発する質問に順次回答していくことによって操作を行う方式のこと。
16		Web アプリケーション	うえぶあぷりけーしょん	Web サーバのうち、ソフトウェアの実行環境や連携機能などを持つもの。
17		Web サーバ	うえぶさーば	Web システム上で、利用者側のコンピュータに対しネットワークを通じて情報や機能を提供するコンピュータ及びソフトウェアのこと。
18	え	XML	えつくすえむえる	Extensible Markup Language の略。インターネット上で使用される各種技術の標準化推進団体である W3C（World Wide Web Consortium）から勧告が出された言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用されている。一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が策定した地域情報プラットフォーム標準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。
19		エラー	えらー	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定（本登録）できないもののこと。論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定できるアラートとは区別される。
20		LGWAN	えるじーわん	Local Government Wide Area Network の略。全国の地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域通信網のこと。LGWAN-ASP サービス提供者及び府省庁、自治体が利用する行政専用のセキュアなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。また、複数の自治体間におけるシステム共同利用等に活用される。

No.	頭文字	用語	読み方	説明書き
21	か	外字	がいじ	各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市区町村が個別に追加した文字のこと。本システムにおける外字の取扱いについては、デジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」を参照すること。
22		学齢簿管理システム	がくれいぼかんりしすてむ	学齢簿に関する記録を管理し、及び学齢簿に関する事務を処理するためのシステム。
23		過誤調整	かごちようせい	返納又は追給に応じて、支給情報を調整すること。
24		カスタマイズ	かすたまいず	市区町村の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への追加・変更・削除を行うこと。
25		学校コード	がっこうコード	文部科学省が全国の学校（学校教育法第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を一意に識別するために付番したコードのこと。
26		学校長口座	がっこうちょうこうざ	学校長名義の口座を指す。学用品費、学校給食費等の補助対象品目の支給では、援助費を保護者に支払わず、学校長口座に振り込む場合があり、この場合に使用される。
27		管理	かんり	データの設定・保持・修正ができること。
28	き	却下	きゃっか	申請受付時に書類不備等の理由により、申請を差し戻すこと。
29	く	クラウド	くらうど	市区町村が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用すること。「どこからでも、必要なときに、必要な機能だけ」利用することができる特徴がある。ASPやSaaSは、クラウドサービスの一種。対して、自庁施設内に機器を設置してシステムを導入・運用することを「オンプレミス」という。「自治体クラウド」及び「広域クラウド」も参照のこと。
30	け	継続申請対象者	けいぞくしんせいたいしやうしゃ	当該年度認定者かつ次年度も小中学校（私立、国立の小中学校も含む）に在籍する児童生徒のこと。「就学世帯」「新規申請対象者」も参照のこと。
31		現物支給	げんぶつしきゆう	自治体から学校長に就学援助費を支払い、学校長が当該の就学援助費をもって、保護者に現物による給付を行うこと。
32		検索	けんさく	個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを探す操作のこと。「照会」も参照のこと。
33		広域クラウド	こういきくらうど	近隣市区町村に止まらない全国規模のクラウドのこと。「自治体クラウド」も参照のこと。
34		更改	こうかい	既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。
35		個人住民税システム	こじんじゅうみんぜいしすてむ	個人住民税に関する記録を管理し、及び個人住民税に関する事務を処理するためのシステム。
36		個人番号	こじんばんごう	番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもののこと。いわゆるマイナンバー。
37	さ	参照	さんしやう	データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。
38	し	CSV	しーえすぶい	Comma-separated values の略。テキストデータにおいて各項目のデータをカンマで区切ったファイル形式のこと。
39		J-LIS	じえいりす	地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）に規定された地方共同法人である。出資金は地方公共団体から出資され、法の規定による事務を地方公共団体に代わって行うとともに、情報システムの開発及び運用、教育及び研修、調査研究等の業務を行う。
40		支給対象費目	しきゆうたいしやうひもく	就学援助費の支払対象となる費目を指す。 （主な支給対象費目） 学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費
41		支給日	しきゆうび	振込依頼データに基づき、金融機関が指定の口座に振込処理を行う日のこと。
42		自治体クラウド	じちたいくらうど	自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組（いわゆる「クラウド化」）であって、かつ、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を行っているものをいう。「広域クラウド」も参照のこと。
43		実費支給	じっぴしきゆう	保護者・学校等が実際に支払った金額に応じて支給を行うこと。
44		自動	じどう	入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を介さず処理できる機能のこと。
45		就学世帯	しゅうがくせたい	児童生徒又は就学予定者が属する世帯のこと。原則として住民基本台帳上の世帯と同一であるが、保護者の単身赴任等の事由によって、就学援助業務独自に世帯員を管理する場合がある。
46		就学予定者	しゅうがくよていしや	学校教育法施行令第5条1項に規定される、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。

No.	頭文字	用語	読み方	説明書き
47		住民記録システム	じゅうみんきろくしずむ	住民基本台帳に関する記録を管理し、及び住民基本台帳に関する事務を処理するためのシステム。
48		住民登録外者	じゅうみんとうろくがいしゃ	住民として住民基本台帳に登録されていない者。
49		準要保護者	じゅんようほごしゃ	市区町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。
50		照会	しょうかい	既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作のこと。「検索」も参照のこと。
51		静脈認証	じょうみやくにんしょう	手のひらや指等の静脈の形状パターンを読み取り、あらかじめ登録された本人の情報と照合して認証すること。
52		新規申請対象者	しんきしんせいたいししょうしゃ	全児童生徒から継続申請対象者を除いた児童生徒のこと。「就学世帯」「継続申請対象者」も参照のこと。
53		申請区分	しんせいくぶん	就学援助の申請対象である児童生徒が、前年度に就学援助の認定を受けているか否かの区分。申請区分は、前年度に認定を受けている場合は継続、受けていない場合は新規となる。
54		申請者	しんせいしゃ	就学援助の申請主体（児童生徒の保護者）のこと。
55		申請番号	しんせいばんごう	申請情報を一意に識別するために、就学援助の申請単位で付番される番号のこと。
56	す	スケジュール	すけいじゅーら	ある処理を、条件が成立したタイミング（特定時刻の到来・他の処理の終了等）で自動的に実行させる仕組み。
57	せ	生活保護に準ずる基準額	せいかつほごにじゅんずるきぎゅんがく	生活保護法で定められる各扶助に準じて算定される基準額で、認定基準額の算定に用いる。市区町村によって、準用する範囲が異なっている。「認定基準額」も参照のこと。
58		制御	せいぎょ	データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。メモリやディスプレイ・画面媒体との入出力やデータの入出力、キーボードやマウスからの操作、ディスプレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。
59		生体認証	せいたいにんしょう	あらかじめ登録された指紋・掌紋、虹彩、眼球、顔、声紋など、固有の身体的又は行動的情報と照合して認証すること。
60		全国銀行協会フォーマット	ぜんこくぎんこうきょうかいふぉーまっと	全国銀行協会連合会がデータ伝送を行うために定めたフォーマットのこと。
61	そ	操作権限ポリシー	そうさけんげんぼりしー	操作者等を単位とした利用権限を設定する際の方針のこと。
62		操作者 ID	そうさしゃあいでいー	就学事務システム利用者の特定に用いられる一意の識別子（利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名）。また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。
63		操作ログ	そうさろぐ	就学事務システムの利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録したもの。操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータのの中身などが記録される。
64	た	団体内統合宛名システム	だんたいないとうごうあてなしずむ	市区町村内の業務システムが個別に保有する個人、法人の宛名情報（氏名・性別・住所・生年月日）を統一的に管理するシステム。番号制度における情報連携に当たって必要な符号の取得に係る機能、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能、中間サーバからの要求に応じて宛名情報を通知する機能等を有する。情報連携を行うため、中間サーバにおいて、各地方公共団体の保有する個人情報と符号（情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、個人の特定のために用いられる見えない番号）を紐づけて管理することになるが、セキュリティ確保の観点から中間サーバでは個人番号そのものは保有できず、各地方公共団体において一意に特定の個人を識別する番号（団体内統合宛名番号）と符号を紐づけて管理することとしている。各種事務において情報連携を行うためには、別途、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付けを管理するシステムが必要となり、団体内統合宛名システム等がこの役割を担う。
65		団体内統合宛名番号	だんたいないとうごうあてなばんごう	既存業務システムが個別に保有している宛名情報（氏名・住所などの基本 4 情報や送付先住所など）を統合・管理し、さらに市区町村内で個人を一意に特定できる番号。団体内宛名統合システムにおいて個人番号と紐付けて管理される。番号制度導入以前に市区町村が保有していた宛名番号は、同一人に対してそれぞれの業務システムで異なる番号が付番されているケースが多かったため、番号制度の導入に当たり、既存の宛名番号を統一し「団体内統合宛名番号」として管理する必要があった。
66		注意情報	ちゅういじょうほう	自治体が注意が必要と定義している情報（支援措置対象者等）のこと。各自治体が独自に定義を行なっている。
67		中間サーバ	ちゅうかんさーば	番号制度における各機関間の情報連携に伴い、番号法別表第 2 等で情報連携できると規定した副本データの連携を目的とするサーバのこと。これらのサーバで、行政機関等において、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の提供を管理するために、総務大臣が設置・管理するシステムである「情報提供ネットワークシステム」と、「団体内統合宛名システム」を含む番号法別表第 2 等の情報（データ）を扱う「住民記録システム」等の業務システム間におけるデータ受け渡しをする「自治体中間サーバ」を指す。なお、番号制度においては、社会保険診療報酬支払基金が運用する「医療保険者等向け中間サーバ」も中間サーバと呼ばれることがあるが、本仕様書においては、「自治体中間サーバ」を指す。
68	つ	追給	ついぎゅう	自治体から保護者・学校等に支給した就学援助費の金額に不足があった際に、自治体が当該の保護者・学校等に不足分の金額を支払うこと。
69		通信ログ	つうしんろぐ	就学事務システムの通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータのの中身などが記録される。

No.	頭文字	用語	読み方	説明書き
70	て	DFD	でいーえふでいー	機能情報関連図（Data flow diagram）の略。DMM の作成を通じて洗い出された業務の「機能」それぞれの間を流れる「情報」を明らかにするためのもの。表記方法は対象業務の範囲を点線の楕円で示し、その業務が外部の組織・ひと・もの・システムとどう繋がっているかを表す。
71		DMM	でいーえむえむ	機能分析表（Diamond mandala matrix）の略。業務を構成する「機能」の階層構造を示した表。9 個のマスを 1 つの単位として真ん中に分析の対象とする業務の機能を置き、その周囲の 8 個のマスには当該業務を構成する機能洗い出し、機能を徐々に詳細化（分割・階層化）していくことで、その業務を構成する機能の階層構造を明らかにするもの。
72		データベースサーバ	でーたべーすさーば	データベースソフトウェアを稼働させるサーバのこと。
73		データ連携	でーたれんけい	異なるアプリケーションやシステムをまたいでデータを共有、活用するために、それぞれの言葉や解釈の垣根を取り払うプロセス
74		テキストデータ	てきすとでーた	文字コードで表現できる文字だけで構成されるファイルのこと。文字を編集する機能のみを持つテキストエディタアプリケーションにより、ファイルの読み込み、文字の入力、挿入、消去、異動、複写等が可能である。
75	と	特定個人情報	とくていこじんじょうほう	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報のこと（番号法第 2 条第 8 項）。
76		特別支援教育就学奨励費（就学奨励）	とくべつしえんきょういくしゅうがくしょうれいひ（しゅうがくしょうれい）	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担軽減のため、その負担能力の程度に応じ、保護者等が負担する就学のために必要な経費について、国及び地方公共団体が援助する仕組み。 平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）も対象となっている。
77	な	内字	ないじ	各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこと。本システムにおける外字の取扱いについては、デジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」を参照すること。
78	に	入学前支給	にゅうがくまえしきゅう	学校教育法施行令第5条1項に規定する就学予定者の保護者に対して新入学児童生徒学用品費等を支給すること。
79		二要素認証	にようそにんしょう	正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体のうち 2 つの異なる属性を併用する認証方法（2 つ以上を併用する認証は、多要素認証という。）。具体的な認証方式としては、パスワードと USB トークン、指紋と暗証番号等、2 つの異なる原理の認証手段を組み合わせることで、精度と安全性を高める等がある。「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報システム全体の強靱性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。
80		認証ログ	にんしょうろぐ	就学事務システムにおける利用者認証の履歴、処理内容を記録したもの。認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録される。
81		認定	にんてい	認定基準に基づく審査の結果、就学援助費支給の対象として認定すること。
82		認定基準額	にんていきじゅんがく	生活保護に準ずる基準額に認定基準係数を掛けた金額。認定基準額と就学世帯の総所得、合計所得又は収入額とを比較し、認定又は否認定の判定を行う。「生活保護に準ずる基準額」「認定基準係数」も参照のこと。
83		認定基準係数	にんていきじゅんけいすう	認定基準額の算定に当たり、生活保護に準ずる基準額に乘じる係数。自治体によって、設定される値が異なる。
84		認定区分	にんていくぶん	認定者の区分であり、要保護又は準要保護のこと。市区町村によっては「準要保護Ⅰ」「準要保護Ⅱ」のように「準要保護」をより細分化した区分を設けている場合がある。「要保護者」「準要保護者」も参照のこと。
85		認定結果	にんていけっか	認定処理の結果であり、認定、否認定、保留のいずれかのこと。「認定」「否認定」「保留」も参照のこと。
86		認定日	にんていび	審査が完了し、認定が確定した日のこと。原則は認定処理日（決裁日）となる。
87	は	バージョン	ばーじょん	製品等の改訂、更新を識別するための番号や符号のこと。通常、番号（数字）が大きいほど新しい製品であることを意味する。
88		ハードコピー	はーどこぴー	画面表示された情報を（画像データなどの形式で）そのまま記録すること。
89		パッケージ	ぱっけーじ	特定の市区町村の業務内容、運用を対象に開発したものではなく、業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売しているシステム（就学事務システム等）のこと。
90		バッチ処理	ばっちしり	一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパターンがある。
91		パラメータ	ぱらめーた	就学事務システムの挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定のこと。
92	ひ	BPMN	びーびーえむえぬ	Business Process Model and Notationの略。国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的に表記する方法の国際標準の 1 つである ISO/IEC 19510:2013（Object Management Group Business Process Model and Notation）のこと。

No.	頭文字	用語	読み方	説明書き
93		非機能要件	ひきのうようけん	情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のうち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキュリティなどに関する要件のこと。
94		否認定	ひにんてい	認定基準に基づく審査の結果、就学援助費支給の対象として認定しないこと。
95		否認定日	ひにんていび	審査が完了し、否認定が確定した日のこと。否認定の確定日（送付日と異なる場合）となる。
96	ふ	振込依頼データ	ふりこみいらいでーた	金融機関に振込みを依頼する際に提出するデータ。本仕様書では、全国銀行協会連合会がデータ伝送を行うために定めた全銀協規定フォーマットに準拠したデータとする。
97	ハ	ベンダ	べんだ	ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。
98		返納	へんのう	自治体から保護者・学校等に支給した就学援助費の金額に過払いがあった際に、過払いを受けた保護者・学校等が、過払い分の金額を当該の自治体に返金すること。
99	ほ	保留	ほりゅう	審査に必要な情報の不足等により、認定基準に基づく審査を保留にすること。
100	ま	マイナーポータル	まいなーぼーたる	社会保障・税番号制度の導入に併せて新たに構築される個人毎のポータルサイト（平成29年1月稼働）のこと。国や地方自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧や地方自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取りなど、プッシュ型行政情報提供サービスの提供も検討されている。
101		マスタ	ますた	情報システムにおいて、そのシステムが取り扱う主たるデータ（住民基本台帳システムであれば住民情報）を格納するファイル。
102	ゆ	ユニバーサルデザイン	ゆにばーさるでざいん	すべての人が使うことができる、すべての人にとって使いやすいデザイン・設計のこと。より現実的には、なるべく多くの人が同じように使えることを目指したデザイン・設計のこと。言語や文化、人種、性別、年齢、体型、利き腕、障害の有無といった違いによらず、できるだけ多くの人が同じものを同じように利用できるよう配慮されたデザインのことを意味する。バリアフリーを始めとする従来の考え方では、「高齢者用」「左利き用」「車椅子用」のように特性に応じた専用のデザインを用意する発想が基本だったが、ユニバーサルデザインではこうした発想を極力排し、単一のデザインで万人が利用できることを目指している。
103	よ	要保護者	ようほごしゃ	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者のこと。
104	り	利用権限	りようけんげん	システムの利用において業務区分、職位等に基づき付与された権限のこと。
105	れ	レセプト情報	れせぷとじょうほう	保険診療を行った医療機関が、患者一人一人の診療報酬（医療費）を、審査支払機関を経由して保険者に請求を行う際の明細書のこと。
106	ろ	ログ	ろぐ	就学事務システムの利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取ること。またその記録そのものを指す。操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中身などが記録される。データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している場合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLAとセットでログの運用・管理を実施する等が求められる。「アクセスログ」、「イベントログ」、「操作ログ」、「通信ログ」、「認証ログ」も参照のこと。
107		ログイン	ろぐいん	コンピュータやネットワーク、オンライン処理で業務を行う際に、操作者の識別情報を入力し、あらかじめ登録された情報との照会を行い利用を開始すること。